

平成 19 年 11 月 9 日

第 31 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. インダノファン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

平成 19 年 9 月 13 日に魚介類に対する残留農薬基準設定に係る食品健康影響評価について意見聴取がなされ、第 16 回総合評価第一部会において A D I が決定した。

(3) 評価の概要

インダノファン投与による影響は、主に血液凝固阻害作用による出血傾向であった。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.356 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0035 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。

2. オキシリニック酸

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、優先評価物質として、平成 18 年 9 月 4 日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第 15 回総合評価第二部会において A D I が決定した。

(3) 評価の概要

オキシリニック酸投与による影響は主に体重増加量、卵巣及び精巣に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

慢性毒性/発がん性併合試験では、ラットに精巣間細胞腫が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の 2.18 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.021 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした。

3. ジチオピル

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成１９年９月１３日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第９回確認評価第一部会においてＡＤＩが決定した。

(３) 評価の概要

ジチオピル投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた２年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.362 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.0036 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) とした。

４．プロモブチド

(１) 用途

除草剤

(２) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、平成１９年９月１３日に厚生労働大臣より意見聴取がなされた。第９回確認評価第一部会においてＡＤＩが決定した。

(３) 評価の概要

プロモブチド投与による影響は主に肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた２世代繁殖試験の 4.0 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.04 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量 (ADI) と設定した。